

保 健 相 談

動 向

平成20年度「特定健診・特定保健指導」制度が始まった。保健指導は専門職による対人サービスであり、その質を管理し評価することが求められるようになった。平成21年度には産業医科大学の「保健指導の品質管理に関する研究」のモデル事業に参加、保健指導サービスの品質管理に取り組んだ。

7月に保助看法が60年ぶりに改正され、保健師の教育年限が1年となったこと、卒後研修の努力義務が盛り込まれたことは、保健師教育の充実と保健師の質の向上が重要と示されたもので喜ばしい。

保健相談事業は総合健康管理支援に重点をおいた産業保健分野の保健相談事業とメンタルヘルス活動、特定保健指導、健診事後指導の充実を図った外来での保健相談、会員制のがん検診での相談等である。

1. 保健相談事業

保健相談事業は産業保健相談と健康管理型メンタルヘルス、特定保健指導の3事業を軸に展開している。活動形態は大きく分けて2種類ある。1つは、年間を通じて定期的に訪問し、健康管理全般を計画的に支援する。もう1つは、スポット的に訪問する形態で、保健指導や集団健康教育、ストレス調査、健診時面接等部分的支援である。

個別契約は個人受診者や事業所の健康診断の二次検査実施のための外来や健康教室等で、疾病予防に重点を置いている。

[保健相談事業区分]

	産業保健	健康管理型メンタルヘルス	特定保健指導
年間契約	専任保健師を決め、年間を通して産業保健全体の継続的な健康管理支援	専任保健師を決め、メンタルヘルスを中心とした継続的な健康管理支援	-
短期契約	業務委託内容にあわせた保健相談事業の支援	業務委託内容にあわせたメンタルヘルス事業の支援	健保組合の委託内容にあわせた、特定保健指導の実施
個別契約	個別保健相談 労災二次健診の 特定保健指導	ライフサポートクリニック メンタルヘルス教育 コンサルテーション	生活習慣病外来 LMP（6ヶ月間生活習慣改善プログラム）

(1) 産業保健 (表3-1)

事業所毎の産業保健活動全般への支援を行う年間契約の業務は昨年と同様で多様化の傾向である。主なものは健康診断事後措置等の保健相談、従業員の精神面の健全性の保持や不調者への対応、過重労働者による職場・労働環境の変化へ即応する対策の組成など危機管理の健康管理、新型インフルエンザ対策等の視点に基づく活動を関係スタッフと連携して

実施することである。

契約事業所の規模は200人以下13団体（48%）201～999人10団体（37%）1,000人以上4団体（15%）であった。年間契約は新規契約が1団体、中止事業所はなかった。短期契約は事業所の健康管理方針の変更に伴い5団体が中止になった。

(2) 健康管理型メンタルヘルス (表3-2)

産業保健には、メンタルヘルス活動も含まれる。当協会は職域のほか、地域・個人を対象に「健康管理型メンタルヘルス」とした事業が確立している。事業所がメンタルヘルスに特化した依頼には「健康管理型メンタルヘルス」事業として位置づけして展開した。年間契約は出張型、協会来所型で対応し、メンタルヘルス不調者や復職支援など休業に至った要因の問題解決までカウンセリングを主体とした相談事業を実施した。短期契約はストレス調査票を活用した健診時面接、うつ病の早期発見による構造化面接の実施、提案、報告、ライフサポートクリニックとの連携を実施した。年間契約団体でライフサポートクリニックの場を使った相談が年間9団体24人であった。

(3) 特定保健指導 (表3-3)

保険者の委託に合わせた特定保健指導の実施、保険者の希望を取り入れたメニューの作成、受診者のモチベーションに働きかけた支援を実施した。特定保健指導、積極的支援には健康保険組合の依頼により、平成20年度指導開始したなかで最終評価が終了したのは平成22年1月末となった。

特定保健指導実施22団体は2年目も継続、新規に11団体が開始した。受診者の健康への関心が高い人間ドック受診時に動機付け支援を実施が11団体、事業所と連携した巡回での実施が11団体であった。2年目の実施に際し事業所の事後指導との連携等を図って進めた。

2. 保健相談 (施設内)

保健相談事業の個別契約は、当協会の中央診療所内で行っている。施設内に相談場所があることで、年間契約・短期契約の事業所も活用ができています。退職者等事業場外の場所での面談希望にも対応可能なサービスが提供でき好都合である。

人間ドック・神奈川からがんをなくす会（ACクラブ）の会員制がん検診等、個人受診者への対応はコーディネーター（人間ドック部門所属・保健師）が担当した。人間ドックの特定保健指導契約団体への指導もコーディネーターが実施、施設内保健相談の充実を図った。

関係の集計表は171頁に掲載